

工場等の新增設や設備投資に対する支援策

県補助金と併用の場合

＼県内最大級の 30 億円／

①【奨励金・補助金の種類】 ※以下のうち1つを選択すること。

奨励金名	対象業種(※1)	対象分野(※2)	対象事業	投資規模要件(※3)	対象資産	奨励金の交付額		その他主要要件等	
						奨励金額	交付限度額		
成長産業立地奨励金	・製造業 ・ソフトウェア業	市場規模拡大分野	工場 研究開発施設	<中小企業・中堅企業> 2,000 万円以上	土地 家屋 償却資産	対象資産の取得額の 20%の額	・産業集積地区(※4) 又は特定地域(※5) での立地 :+5% ・県外からの立地:+5%	20 億円	・事業規模の拡大又は生産性の向上を目的としていること。 ・壁面後退が必要な場合あり。 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金 B タイプと併用すること。
				<大企業> 25 億円以上					
設備投資奨励金	・製造業 ・ソフトウェア業 ・完全人工光型の植物等工場 ・製品の製造に係るサービス業 ・製品の製造に係る情報通信業 ・ファブレス事業	—	工場 研究開発施設	<中小企業> 1,000 万円以上	償却資産	<中小企業> 対象資産の取得額の 20%の額	市場規模拡大分野:+10%	5 億円	・事業規模の拡大、生産性の向上又は温室効果ガスの排出量削減を目的としていること。 ・壁面後退が必要な場合あり。
				<中堅企業・大企業> 3 億円以上		<中堅企業・大企業> 対象資産の取得額の 10%の額			
創造産業立地補助金	・製造業 ・ソフトウェア業	次世代成長分野 集積産業	工場 研究開発施設	<中小企業> 1 億円以上	家屋 償却資産	<中小企業> 対象資産の取得に係る費用の 10%(みなし大企業の場合は8%)の額	—	<中小企業> 10 億円	・愛知県新あいち創造産業立地補助金 A タイプの交付対象となること。 ・愛知県内に 20 年以上かつ豊田市内に 10 年以上立地していること。 ・常時雇用する従業員の維持 中小企業:25 人以上 中堅企業:25 人以上 大企業:50 人以上
				<中堅企業> 1 億円以上		<中堅企業> 対象資産の取得に係る費用の5%(みなし大企業の場合は4%)の額 ※愛知県から同額を交付		<中堅企業> 5 億円	
				<大企業> 25 億円以上		<大企業> 対象資産の取得に係る費用の4%の額 ※愛知県から同額を交付		<大企業> 5 億円	
21 世紀高度先端産業立地補助金	・製造業 ・ソフトウェア業	高度先端産業分野	工場	<中小企業> 2 億円以上	家屋 償却資産	対象資産の取得に係る費用の 10%(みなし大企業の場合は8%)の額 ※償却資産のみの場合は5%(みなし大企業の場合は4%)の額	—	10 億円	・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象となること。

②【工場等の新增設や設備投資に伴い土地を取得する場合の補助金】 ※上記①のうち、「創造産業立地補助金」又は「21 世紀高度先端産業立地補助金」と併用すること(単独申請不可)。

奨励金名	対象事業	対象資産	奨励金の交付額		その他主要要件	
			奨励金額	交付限度額		
用地取得補助金	・豊田市創造産業立地補助金の補助事業 ・豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金の補助事業	土地	対象資産の取得額の 10%の額	—	1 億円	・産業集積地区内の土地を取得する場合に限る。

【注意】事業着手の 30 日前までに奨励事業者の指定申請を行う必要があります。事業着手の定義は案件ごとに異なるため、お早めに御相談ください。

※1 対象業種でいう「完全人工光型の植物等工場」、「製品の製造に係るサービス業」、「製品の製造に係る情報通信業」、「ファブレス事業」とは以下の事業をいいます。

業種	定義
完全人工光型の植物等工場	閉鎖された施設内において、太陽光を利用せず、光、温度その他の生育環境を高度に制御し、野菜又は果物を計画的かつ安定的に生産する事業
製品の製造に係るサービス業	日本標準産業分類 大分類L—学術研究、専門・技術サービス業 中分類:専門サービス業、技術サービス業 例)工業デザイン、製品や素材の性能評価や試験
製品の製造に係る情報通信業	日本標準産業分類 大分類G—情報通信業 中分類:情報サービス業 例)製造品に搭載する基盤やシステムの開発
ファブレス事業	製品の企画又は設計に関連する知的財産の所有権を有する事業者が、製品の製造に係る研究、開発、試験等を行う事業

※2 対象分野でいう「市場規模拡大分野」、「次世代成長分野」、「集積産業」、「高度先端産業分野」とは以下の分野等をいいます。

分野	定義
市場規模拡大分野	①次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、②航空宇宙関連分野、③環境・新エネルギー関連分野、④健康長寿関連分野、⑤情報通信関連分野、⑥ロボット関連分野のうち、市場規模が直近2年で25%以上拡大していると認められるもの
次世代成長分野	①次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、②航空宇宙関連分野、③環境・新エネルギー関連分野、④健康長寿関連分野、⑤情報通信関連分野、⑥ロボット関連分野
集積産業	①輸送機械関連産業、②電気・電子機器関連産業、③機械・金属関連産業、④健康長寿関連産業、⑤新エネルギー関連産業、⑥農商工連携関連産業、⑦食料・飲料品関連産業、⑧住宅・建築物・同設備関連産業
高度先端産業分野	①航空宇宙関連分野、②環境・新エネルギー関連分野、③健康長寿関連分野、④情報通信関連分野、⑤先端素材関連分野、⑥ナノテクノロジー関連分野、⑦バイオテクノロジー関連分野、⑧その他市長が認める分野

※3 投資規模要件でいう「中小企業」、「中堅企業」、「大企業」とは以下の企業をいいます。

規模	定義		
中小企業	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
	製造業等その他の業種	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
※一方又は両方が基準以下の会社が『中小企業』に該当する。			
中堅企業	常時使用する従業員数が2,000人以下の企業(中小企業を除く。)		
大企業	中小企業及び中堅企業のいずれにも該当しない企業		

※4 「産業集積地区」とは、次の①～④の地区をいいます。

- ①対象 IC の料金徴収所又は一般道路への出入口から 1.1 km 以内の区域
- ②大規模既存工場(20ha 以上の工場等)
- ③大規模既存工場の隣接地
- ④大規模既存工場の境界の周囲 1.1km 以内の区域

【対象 IC】

道路名	IC 名
東名高速道路	豊田上郷 SIC
伊勢湾岸自動車道路	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷 SIC
東海環状自動車道	豊田藤岡 IC、豊田勘八 IC、豊田松平 IC
猿投グリーンロード	八草 IC、八草東 IC、西広瀬 IC、枝下 IC

※5 「特定地域」とは、平成 17 年の合併前の旧藤岡町を除く旧町村のうち、産業集積地区を除く地域をいいます。

奨励金申請手続の流れ(事前相談～奨励金交付)

